介護職員等処遇改善加算の支給に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人潤生会(以下法人という。)が、給与規程に規程する給与とは別に、厚生労働省がこれまで創設した介護職員処遇改善加算制度、並びに介護職員等特定処遇改善加算制度、介護職員等ベースアップ等支援加算制度、合わせた旧3加算を令和6年度介護報酬改定において新たに創設され、一本化された介護職員等処遇改善加算(以下「新加算」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員または非常勤職員の別を問わず、厚生労働省の定めるところの介護職員等処遇改善加算の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 新加算の支給額は、加算制度による加算見込み額の範囲内において、法人(または 理事長)が定める額とする。

(支給)

第4条 新加算の支給は、毎月の給与と年2回の賞与にて、基本給や既存の手当に加算して 支給する。残額については、介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書における賃金 改善実施期間に支給する。

(在籍の限定)

第5条 新加算は、支給日現在において在籍していない者については、支給しない。ただし、 毎月の給与に関しては、支払い日の前月の勤務実績がある場合はその勤務に応じに ついて、支給する。

(その他)

第6条 この規程は、介護職員等処遇改善加算(新加算)が終了すると同時に廃止するものとする。

付則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

〈別 表〉

○介護職員処遇改善加算制度(令和2年2月~)

介護職員	基本給*4%+2,500円
介護福祉士手当	月額 5,000 円を支給
その他	基本給の一部、賞与の一部、一時金にて支給

○介護職員等特定処遇改善加算制度

経験ある介護職員	在籍 10 年以上の介護福祉士	月額 6,000 円
		その他一時金
その他の介護職員	上記以外の介護職員、定年後	月額 5,500 円
	の介護職員	その他一時金
その他の職員	介護職員以外	月額 2,000 円、
	(総支給年額 440 万円を超え	その他一時金
	るもの、超える見込みのもの	
	については対象外)	

○介護職員等ベースアップ等支援加算制度 (令和5年10月~)

介護職員	月額 5,000 円、その他一時金	
その他の職員	月額 4,500 円、その他一時金	
	(総支給年額 440 万円を超えるもの、超える見込みのも	
	のについては対象外)	

○介護職員処遇改善支援補助金制度 (令和6年2月~令和6年5月)

介護職員	月額 2,500 円、その他一時金
その他の職員	月額 2,500 円、その他一時金

○介護職員等特定処遇改善加算制度 (令和6年6月~)

経験ある介護職員	在籍 10 年以上の介護福祉士	月額 6,000 円
		基本給の一部、賞与の一
		部、一時金にて支給
その他の介護職員	上記以外の介護職員、定年後	月額 6,000 円
	の介護職員	基本給の一部、賞与の一
		部、一時金にて支給
その他の職員	介護職員以外	月額 5,000 円、
	(総支給年額 440 万円を超え	基本給の一部、賞与の一
	るもの、超える見込みのもの	部、一時金にて支給
	については対象外)	

※ 毎年度申請時に再計算するため変更する場合がある。上記金額はフルタイム勤務の場合。その他の勤務に関しては勤務時間数を考慮した金額。